

# 第15回 熊野川懇談会

## 議 事 録

令和3年8月9日（月・祝）

開催方法 Web会議

## ○紀南河川国道事務所

定刻となりましたので、ただいまより第15回熊野川懇談会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます紀南河川国道事務所調査課の八木です。よろしくお願いいたします。

本日の熊野川懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、ウェブ会議により開催させていただきます。また、懇談会の模様は、ユーチューブでのライブ配信により公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席につきましては、懇談会委員15名全員にウェブ会議によるご出席をいただいております。熊野川懇談会規約第6条3項、懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立すると記載がありますとおり、定足数に達しておりますので、本懇談会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

まず初めに、会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。この懇談会では、議事録を作成しております。ご発言の冒頭でお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。また、本懇談会はウェブ会議で行いますので、ご発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。懇談会終了は16時半を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料ですが、まず議事次第、熊野川懇談会委員名簿、続きまして、第15回熊野川懇談会出席者名簿、資料-1、河川整備基本方針の検討状況、資料-2、河川整備計画の方向性について、資料-3、今後の予定、以上合わせて6点でございます。

それでは、お手元の議事次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。本日の議題は、1) 河川整備基本方針の検討状況、2) 河川整備計画の方向性について、3) 今後の予定、4) その他でございます。

まず、開会に当たりまして、近畿地方整備局河川調査官の成宮よりご挨拶申し上げます。

## ○近畿地方整備局

近畿地方整備局河川調査官の成宮でございます。

委員長を初め委員の皆様方には大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。また、本日はお忙しい中熊野川懇談会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。今回も、新型コロナウイルス感染防止対策ということでウェブ会議形式での開催とさせていただきます。何かとご不便をおかけするかと思いますけれども、ご容赦いただけたらと思っております。

前回の懇談会でもご紹介させていただいたところですが、河川整備基本方針の検討が進んでおりまして、この後の議事にもございますが、先日8月2日に東京で開催されました河川整備基本方針検討小委員会におきまして、新宮川水系の河川整備基本方針の本文を提示させていただいたところですが、委員の皆さんからは幾つかのご意見をいただいたということでもありますけれども、おおむねご了解をいただけたということでもございました。今後幾つかの手順を踏んでいくことが残っておりますけれども、新宮川水系の河川整備方針がよいよ策定されることとなります。河川整備基本方針は長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述したものでございますけれども、その基本的な方針に基づく河川整備が着実に実施されてこそ実際に地域の安全安心に効果を発揮することとなります。そのためには、河川整備基本方針に基づいて20年から

30年後の河川整備の目標を明確にして、個別事業を含む具体的な河川整備の内容を明らかにした河川整備計画を早期に策定するとともに、それを着実に実行することが重要になってまいります。

今後、河川整備基本方針が策定されますと、いよいよそれに基づく河川整備計画が策定できるということになります。特にこれから河川整備計画には気候変動とか流域治水といった最新の知見を踏まえた新たな視点も入れた検討が必要になってくるということでございます。委員の皆様方には、これまでも熊野川の河川整備のあり方とか、20年から30年後を見据えた河川整備の内容についてご意見をちょうだいしてきたところでございます。引き続き忌憚のないご意見をちょうだいできればと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○紀南河川国道事務所

それでは、これより議事に入らせていただきます。藤田委員長、よろしくお願いいたします。

#### ○藤田委員長

藤田でございます。今日はよろしくお願いいたします。

先ほどお話がありましたように、先日基本方針の小委員会が開催されまして、ほぼ固まってきたところであります。その席上、小委員会の委員長から、流域治水をするに当たって、誰が何をするのかということ、それから、持続可能性、実行可能性が大事だというお話がございました。これに加えて、流域での連携ということも非常に大事であろうかと思っています。河川整備計画におきましても、持続可能性とか実行可能性とか皆様の連携ということが非常に大事になってくると思いますので、そういった視点からも、今日示される方針について見ていただきましてご議論できればと思っておりますので、皆さん忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、議事1の河川整備基本方針の検討状況、続けて、議事2の河川整備計画の方向性について、紀南河川国道事務所からご説明をお願いいたします。

#### ○紀南河川国道事務所

ご説明させていただきます紀南河川国道事務所 副所長の岡崎です。本日はよろしくお願いいたします。

早速ですが、資料-1と資料-2を続けて説明させていただきます。

まず、1ページ、新旧対比表になっております。左側が平成20年6月に策定されたもので、それに対して右側が変更案になっております。赤字のところの変更された箇所というふうにご覧いただければと思います。ポイントを絞りましてご説明させていただきます。ページと左側の数字で、どこの説明をしているかということをお伝えしながらご説明させていただきます。

9ページ、18の行、今回河川整備基本方針を変更する観点となりました平成23年の紀伊半島大水害、次の10ページでは、治水協定に基づいた既存ダムの洪水調節施設の取組、また、気候変動への対応ということで始まっている流域治水プロジェクトの策定、流域治水を推進しているということなど、前回の策定後に実施された取組というところと、情勢の変化というところが追記されているということでございます。

13ページ、26の行で、紀伊半島大水害後の濁水の発生、長期化が顕著になったということに対しまして、ダム管理者、河川管理者、市などの関係者が連携して、施設改良や運用改善によ

って抑制してきたという取組が記載されております。

14ページ、ここからは河川整備の長期的な対策の方向性を記載した部分になります。30の行で、基本方針を今回変更するに至った気候変動の影響、その対応となる流域治水、この2つの観点が記載されるということと、あわせまして、持続可能で強靱な社会の実現を目指す、こういう目標を掲げております。31の行に、そのための対象外力ですけれども、想定し得る規模までのあらゆる洪水を念頭に洪水対策を考えていくとしています。現実的に河川整備につきましては、一定規模の整備ということですが、人命を守ったり、経済被害の軽減をするためには想定できる最大規模というところまでを対象にすると。そのためにも、集水域と氾濫域を含む流域全体であらゆる関係者が協働するということが、総合的かつ多層的な治水対策を推進すると。そのために必要な支援を行うというふうにしております。

15ページ、これは河川整備を行っていく上での考え方になります。32の行、これまで河川の上下流バランスを考えて河川整備をしてきたと。これに加えて、沿川の土地利用や遊水機能の確保についても考慮すること、その際には地先の安全を向上、確保を図っていきまして、結果として流域全体の水害リスクを低減させるような水系全体で河川整備を行うということが記載されています。また、河川の整備と維持管理の観点も加えられまして、国、和歌山県、三重県、奈良県、その管理区間プラス流域の市町村等と連携する対策、こういうものと相互に連絡調整しながら、これまで行ってきたことですが、強化を図ることが記載されています。33の行、こちらは利水、環境面の記載ですが、気候変動の影響が出てくるということを念頭に置きまして、観測や影響把握もしっかり行うとしています。

16ページ、あらゆる関係者を巻き込んでいくというような観点も非常に重要になってくるということで、上のところにございますけれども、専門性の高い情報を立場の異なる関係者にも分かりやすく伝えると。現場の課題も解決をしていくと。そのためには人材育成が非常に重要だということで、それに努めていくということを記載しております。

17ページ、38の行は、過去二度の大規模な深層崩壊が発生したことを念頭に置きまして、流域土砂管理の観点を記載しております。特に新宮川水系では様々な研究機関が連携した取組が必要ということで、次の18ページにかけて、過剰な土砂の供給を抑制するということが、河川生態、砂州、海岸の保全も考えながら適切な土砂の供給、河床の動的平衡の確保にも努めるということが記載されています。

このような方向性に対しまして、18ページ以降、治水、利水、環境の個別の取組の内容が記載されています。まず、40の行、治水の基本としまして、従来どおり水系全体をバランスよく治水安全度を向上させる。世界遺産に接する自然環境、風土、歴史等に配慮しながら堤防整備、河道掘削等の河道整備を行うということが明記されています。加えて、既存ダムを活用による洪水調節を行うということが追記されております。

19ページ、41の行、その内容としまして、施設管理者の相互理解、協力の下に、事前放流、施設改良などによって洪水調節機能の強化を図るということを記載しております。43の行、こちらには河道掘削による発生土砂の有効活用、これによって持続可能な河道整備、維持管理の実施をすると。44の行には、気候変動による降雨への対応ということを念頭にしまして、河川で実施できる部分も限界があるということですので、既に市町が行っている学校の貯留、あと、土地利用規制、あらゆる手段を検討しまして内水被害を軽減するということを明記しております。

20ページ、地震対応のことに触れております。当該地は、南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されまして、47の行、L2と言われる最大クラスの津波、頻度は低いんですけども、こういうものについては施設対応を超過する事象になりますので、命を守るということを最優先に関係機関と連携して減災対策を実施すると。一方、発生頻度が高いとされる計画津波に対しましては、河川堤防等で津波災害を防御するということを明記しております。

関連しまして、21ページの48、49の行は、施設の耐震、液状化対策、維持管理の連携強化ということが記載されています。52の行では、気候変動に伴って潮位上昇等の影響が出ますので、これの把握に努めて、河口砂州の変状もしっかり継続監視するということを追記しております。

22ページからは、流域治水の観点での記載になります。河川整備基本方針は、あくまでも河川整備のための長期的な計画ということになります。河川整備を記載するということは必須ですけども、総合的、多層的に行うといった流域治水という考え方が出てきておりますので、河川管理者の立場で何ができるのかという観点で記載されております。53の行、あらゆる関係者と連携して水害に強い地域づくりを推進していくとしています。その中で、段階的な河川整備の検討の際には、雨の量だけではなくて、気候変動の影響によって雨の降り方も大きく変わってきておりますので、こういうところも念頭に入れまして、このような気象要因の変化に対して新たな科学的知見を基に可能な限り想定していくと。その上で、水災害の起こりやすさ、あるいは起こった場合の被害軽減対策を流域の方々と共有しながら流域全体で取り組むというようなことを明記しております。55の行、流域治水としまして、氾濫をできるだけ防ぐ、減らす。そのために流域内の土地利用や雨水貯留施設と利水ダムの事前放流の実施状況に加えまして、治水効果の定量的あるいは定性的な観点からの評価につきましても関係機関でしっかり共有をして、対策促進に努めるということを明記しております。

23ページ、56の行、対策に関連して、浸水想定や施設整備前後の多段的なハザード情報、これによってまちづくりの部署の方々に防災まちづくりに活かしてもらえるように技術的支援を行います。また、57の行、被害の軽減、早期復旧・復興のために市町村長からの避難情報、住民の方々の自主避難の実施促進、あと、高台整備といった避難経路の整備を対策として、地域防災力の強化を推進していく。また、地区タイムラインの導入であったり、ふだんからの備えということも強化しまして、地域と連携しながら地域防災力の強化に努めていくということを明記しております。

24ページ、河川環境の整備と保全に関する内容になります。63の行に、自然環境が有する多面的な要素を考慮して、流域全体での持続可能性にも配慮した対応を推進するということが記載されています。

25ページ、65の行、動植物の繁殖環境の保全・再生・創出ということが追記されまして、治水対策の観点から流域の保水、遊水機能を保全、再生するということが追記されております。また、その下に、特定外来生物等への対応ということも追記されています。

26ページ、71の行、河川の平常時利用という観点で、沿川自治体の地域計画との連携、調和を図るということが追記されております。

27ページ、73の行、濁水対応につきまして、改善に向けた関係機関との緊密な連携、調和を図る。総合土砂の観点、流域全体で取組を推進するということを明記しまして、熊野川の総合

的な治水対策協議会の取組を意識して反映していくというところになります。

28ページ、ここからは河川整備に関する長期的な計画値を示す章になっております。77の行、対象洪水につきましては、平成23年9月の洪水が加わったというところと、さらに、気候変動によって予測される将来の降雨量の増加というところも考慮されまして、相賀地点におきまして24,000 $\text{m}^3/\text{s}$ の基本高水に変更されています。このうち、洪水調節施設等で1,000 $\text{m}^3/\text{s}$ を調節します。「等」というところは、流域内の利水ダムの活用というところを意識しておりまして、河川管理行為の一環として見込んでいくというところを考えていきます。河道への配分は23,000 $\text{m}^3/\text{s}$ ということになります。

29ページ、78の行、定められた基本高水のピーク流量ですけれども、今後、2°上昇であったり、4°上昇というようなシナリオも考えられているということですので、気候変動の状況によって変わり得る。一方で、流域の土地利用が大きく変わるということで、流域からの流出が変わってくるというようなことも可能性としてありますので、変更することもあり得るところで、それが明記されております。

31ページ、84の行のとおりで、川幅等に変更はございません。掘削をして、より洪水を流すというような対応を行うということになります。85の行、潮位については、気候変動によって今後変わってくる場合も念頭に置いて、海岸管理者とも連携して必要に応じて見直すというところを明記しております。

32ページ、正常流量につきましては、89の行のとおりですけれども、ふだんの河川において動植物、水利用などに影響のない流量を確保するという流量につきましては、相賀地点におきまして、今の計画そのものについては時期に応じて10 $\text{m}^3/\text{s}$ 、12 $\text{m}^3/\text{s}$ というものを決められているんですけれども、その変更はございません。

以上で、資料-1の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料-2の説明にまいります。

まず1ページ、河川整備基本方針と河川整備計画の関係の確認を挟ませていただきました。左側の河川整備基本方針は、先ほど資料-1で説明させていただきましたとおり、長期的な河川整備の目標になるものになります。その方針に沿いまして、真ん中にある河川整備計画では、中期的、具体的な河川整備の内容を記載しまして、河川工事、河川維持が実行されていくというような関係性を持っていくということです。今後、熊野川懇談会では、真ん中の河川整備に関するご議論、ご意見をいただいて、河川整備計画をまとめていくというような流れになります。

2ページは、本日ご議論いただきたい内容を整理しております。赤枠のところがございますように、治水、河川環境、維持管理、地域住民との連携、そういう河川整備の手法の事例につきまして、今日少しご説明させていただきます。今後の河川整備計画原案の作成につなげていくというようなことで考えておりますので、ご意見、ご議論をいただければと思っております。

以降、前回お示しした資料も混ぜておりますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

3ページは、前回お示ししたとおりで、河川整備計画の期間、区間、実施主体の考え方というところを整理しております。

4ページは、流域治水プロジェクトというところで、先ほど基本方針案で、流域治水の方向性というところが示されましたけれども、現実的には河川整備は一定規模の整備ということになり

ますが、人命を守って、経済被害の軽減を図るところでは想定できる最大規模までも対象とするということを基本と考えまして、河川管理者だけではなくて、あらゆる関係者との協働ということで、水害に強い地域づくりを行っていくというところです。流域治水プロジェクトにつきましては、河川整備は当然これまでの対策をさらに進めていくということが大原則、基本事項ですけれども、加えまして、あらゆる関係者と連携、協働していくという事業が今後実行、推進できるように、熊野川河川整備計画にも位置づけていきたいと考えております。

5ページは、前回お示した既存ダムによる洪水調節機能の強化になります。既存ダムにつきましては、事前放流による洪水調節機能の強化、また降雨予測の最新技術の活用検討、放流設備の改良については調査、検討するというところで、電源開発の皆様としっかり議論を重ねまして、既存ダムによる洪水調節機能の強化ということで、河川整備計画に盛り込んでいきたいと考えております。

6ページが、総合土砂管理になります。流域全体を見まして、土砂の発生源の対策、堆積土砂、河口砂州の管理、発生土砂の利活用というところで、国土交通省の管理区間を超えるような流域全体の課題を念頭にしまして、先ほどの流域治水の観点も含めまして、あらゆる関係者によって協働を推進する。それらを整備計画にも盛り込んでいければと考えております。

7ページがその具体事例になります。平成23年の紀伊半島大水害後に流域全体で治水事業を進めるという目的で、熊野川の総合的な治水対策協議会を設立しております。河川管理者、ダム管理者、沿川市町村などが連携して、治水対策を推進しているということです。

8ページ、河道やダム貯水池での河道掘削の予定であったり、堆積の状況などを相互に共有しているというような状況になっています。紀伊半島大水害の後に堆積した土砂の撤去につきましては、それぞれの機関が目標に掲げた掘削事業を進めているということで、一定の治水対策を進めているということもございますけれども、熊野川の総合的な治水対策協議会の場でも共有していますが、総合土砂管理の話であったり、既存ダムの洪水調節機能の強化であったり、濁水問題、これら流域が抱える課題についても、さらに連携を強化していくことが必要だと考えております。

9ページは、前回お示した河道掘削です。河道掘削に当たっては、河口干潟、権現河原といった自然環境、文化遺産、景観が保全できるように進めていくということで、10ページに少し掘り下げて整理をしております。

10ページは、河道掘削の持続可能性の観点について整理をしています。河道掘削に当たりましては、発生土砂、また再堆積というところも念頭に置きまして、固定砂州の陸上での掘削、これは工事の経済性とか効率性の点ですけれども、プラス発生土砂の海岸事業とか高台整備への有効活用、あと、河口砂州、河床そのものの安定というところの土砂動態のモニタリング、研究分析、そういうところも総合的に考えながら持続可能性を検討していく必要があるということで、整理をさせていただきました。

11ページは、環境保全の観点で、礫河原、河口干潟で生息する動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮するというものです。

12ページは、熊野速玉大社の神事で利用されている権現河原、御船島、骨嶋といった歴史的な非常に優れた景観を持っている地域ですので、そういうところの保全を必須事項として事業を進めるということでございます。

13ページは、地震と津波の取組です。比較的頻度が高いとされている計画津波につきまして

は、熊野川本川の8.6km、相野谷川の4.0kmというところまで遡上するということが想定されておりますけれども、現堤防高からは越水しないと想定されています。実質、津波が発生した場合、遡上防止の観点で水門そのものは自動的に閉鎖するという状況にもなっております。また、地震の発生したときに施設そのものがしっかり機能するかどうかという観点が大事ですので、水門、樋門の耐震対策に取り組んでおります。写真でご覧いただくのが鮎田水門ですが、ここは今まさに対策中で、こういうところで地震が起きたときにしっかり対応できるということで考えていきたいと思っています。

14ページは、河川環境の取組事例ということで、熊野古道という重要な背景がある中のまちなかと水辺がつながる水辺環境の整備をしていこうというのが左側のまとまりです。また、護岸の整備をするに当たりましては景観に配慮してきたということで、右上にありますけれども、相筋地区の護岸整備のときには景観に配慮したブロックを使ったりということをしています。その下は上流側の事例ですが、猿谷ダムで、コスト縮減の観点で流木の無料配布であったり、バイオマス燃料のための木材チップ化を進めております。

15ページは、平常時の河川の必要な流量の検討をしているということで、赤枠は、魚類のアユ、ウグイ、ニゴイの産卵に必要な流量としておおむね10m<sup>3</sup>/s、左の青枠は、渇水時の環境基準を満足するような流量、おおむね8m<sup>3</sup>/sですが、こういう流量がしっかり確保できているかどうかというところで確認しまして、実質確保しているということです。その他、瀬切れ対策につきましても、関係機関と連携して取り組んでいるという状況です。

16ページは、環境に配慮する取組事例ということで、熊野川では河川水、川底の砂の異常の有無というところを確認するために定期的な調査を行っております。また、河道掘削の影響調査を行っておりまして、左下の図面のように200mピッチで塩水遡上調査であったり地下水調査も実施しております。

17ページは、河川維持に関する取組です。河川が適正に使われているかどうかということで、日々河川巡視を行っておりまして、不法投棄の有無とか、不法に占用されている船がないかというような確認もしております。堤防の変状を確認するために除草を行います。除草された草も有効に活用するというので、一般に配布をして堆肥で使っていただいたり、植生そのものも転換して、コスト縮減の工夫を行っております。

18ページは、前回お示ししたとおり、危機管理対策ということで、市町が作成するハザードマップやタイムラインの支援、情報発信を行っております。

19ページは、住民連携の取組事例になります。河川の美化をするということで、住民の方々と清掃活動を実施しています。また、7月も実施したんですが、地元の学生さんが、瀧野委員のご指導もいただきながら、水生生物調査、簡易的な水質調査も実施しております。あと、河川愛護モニターによる河川巡視、また防災授業にも取り組んでおりまして、日頃から河川に関心を持っていただくような啓発活動も実施しているということです。

最後になりますけれども、20ページに、以前お示ししました河川計画策定後の事業の進め方ということで、イメージ図を添付しております。本日、基本方針のことをお伝えしましたが、左軸にありますように、基本方針の長期的な河川整備の目標としまして24,000m<sup>3</sup>/sという数字が定まったということと、もう1つ、緑枠にありますけれども、流域治水という観点で、気候変動による想定以上の水災害に対しても流域全体で取り組んでいく。河川に関するあらゆる関係

者が協働して、多層的な治水対策を推進、支援していく。こういう要素が加わったかと思います。これに対しまして、次回以降、左側の縦軸の赤字になりますけれども、河川整備計画の目標を定めまして、二、三十年で実施していくということを考えていくことになります。これらの河川整備につきましては、本日ご説明しました河道掘削、地震・津波対策、河川維持、環境維持、危機管理対策、住民の方々との連携というような取組が盛り込まれていくものと考えております。

以上、資料の説明を終わります。

#### ○藤田委員長

それでは、ただいまご説明いただきました河川整備基本方針の検討状況と河川整備計画の方向性についての資料について、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。どこからでも結構ですので、手を挙げていただくか、直接ミュートを外して質問していただいても結構です。

#### ○山本委員

細かなところですが、文言の歴史的なところを訂正できないかと思ひました。まず、8ページ、17の2行目に、中世(平安～鎌倉時代)というところがありますけれども、そこはちょっと文言がおかしいように思ひますので、「平安時代にはじまった熊野御幸は、鎌倉時代以降、皇族、貴族から武士階級や庶民へと拡がり」、「熊野古道から」というのを取って、「「蟻の熊野詣」といわれるほど多くの人を訪れた」と、こんなふうにしたほうがいいんじゃないかと思ひました。

もう1点、13ページの28で、「また、熊野川上流部にはキャンプ場が多くあり、熊野川中流部」、「北山川」を取って、「熊野川中流部では熊野詣を再現した川舟下りや北山川の筏下りなどの観光舟運が盛んで」というふうに直したらどうかと思ひました。

あと1つ。24ページ、63のところですが、「河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と熊野川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、」の後、「歴史的な環境に配慮しながら」というのを入ってもらいたいんじゃないかと思ひました。自然環境については随分詳しく載っているんですけど、歴史的な環境についても配慮をお願いしたいという意味でござひます。

#### ○藤田委員長

山本委員から基本方針の文面で、3点の修正をしたほうがいいんじゃないかというご意見でしたが、もう一度確認したいと思ひますが、まず、8ページ目の17のところ、「熊野三山への重要な参拝道でもあった。中世にはじまった熊野御幸は、鎌倉時代に皇族、貴族から武士階級や庶民への拡がり」、こういうふうに変えるということで間違いはないでしょうか。

#### ○山本委員

中世というところから少し取りまして、中世というところに代わって、「平安時代にはじまった熊野御幸は、鎌倉時代以降皇族、貴族から」と続くようにしたほうが時代区分的にすっきりするように思ひます。

#### ○藤田委員長

「平安時代にはじまった熊野御幸は、鎌倉時代以降に皇族、貴族から武士階級や市民へと拡がった」。17については以上でしょうか。

#### ○山本委員

「熊野古道から」という文言も取ってほしいと思ひます。「拡がり、「蟻の熊野詣」といわれる」

ということです。

○藤田委員長

次は、28番目のところで、「キャンプ場が多くあり、熊野川中流部では熊野詣を再現した」云々と。あと、何か指摘されましたでしょうか。

○山本委員

「熊野詣を再現した川舟下りや北山川の筏下りなどの観光舟運が盛んで」というふうに直したらどうでしょうかということです。

○藤田委員長

もう1点が63番目のところで、「文化的な関わりを踏まえ、歴史的な環境に配慮しながら熊野川の清らかな流れと」と続けると。

○山本委員

そういうことです。

○藤田委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。それでは、文面にまだ間違いがあってはいけないので、山本委員に文章を直したもので確認していただいて、意見を本省のほうに近畿地整からご連絡いただいたらよろしいでしょうか。

○近畿地方整備局

委員長はご参加いただいている、重々ご承知かと思えますけれども、文章も本省で小委員会の委員長預かりという形になっていますので、どこまで直せるかということは本省のほうの話を聞きながらということになりますので、一旦お預かりして、私どものほうから本省のほうに伝えていきたいと思えます。

○藤田委員長

文面的に少し正確にということですので、特に問題ないと思えますが、山本委員の意見については、山本委員のほうで一旦確認していただいて、近畿地整さんのほうにお渡ししますので、小委員会の委員長にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○近畿地方整備局

作業のスケジュールとか、どこまで進んでいるのかは私ども今把握していないところもありますので、全てが反映できると今お約束できるわけではないですけれども、状況についてはお伝えしたいと思えます。

○藤田委員長

先日内容の確認の依頼がございまして、盆明けまでというような感じでしたので、まだ間に合うと思えますので、よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局

ぎりぎりそうですね。承知しました。

○森委員

前回欠席して申し訳ありませんでした。1点確認させてください。現状の計画高水流量が19,000m<sup>3</sup>/s だと思いますが、現状の整備状況での流量は幾らになっているのかは分からないんですか。

### ○紀南河川国道事務所

先ほど資料-2の最後にお示しさせていただいたところで、説明ができていなかったところなんですけれども、現状の再度災害を終えている、厳密に言うと今年度終了する段階になりますけれども、今のハイウォーター評価でいきますと、相賀地点で19,000m<sup>3</sup>/sということになりますので、現在の基本方針の基本高水につきましては、現況河道でハイウォーター以下ということまで整備が進んでいることになります。

### ○森委員

その関係についての説明というか、現状はこうですというのが今日頂いた河川整備計画策定についてという資料にははっきり書いていないような気がしますので、現状はこうですと書いてあったほうが資料としては分かりやすいのかなと思いました。

最後に説明いただいた20ページの今後の考え方というのを見ますと、グラフの黒い線が河川整備の進捗ですので、今いただいたご説明だと、現在というのが19,000m<sup>3</sup>/sのところがないとまずいわけですね。それが土砂の堆積、樹木では下がっていくと。一方で、整備基本方針とかでうたわれている計画流量、もしくは起こるであろう流量というのは青いライン、もしくはもっと上にあるような気がするんですが、青いラインが何か、矢印のところは何か、はっきり分からないので、青いラインは何を示していて、それが河川整備基本方針でうたわれている流量に将来近づいていくというような、もう少し分かりやすい線引きになっていると、特に20ページ目の資料はいろいろ使われそうで、大事だと思いますので、図の量的なところと意味合い、分かりやすさをもう少しブラッシュアップしていただいたほうがいいかなと思いました。

### ○藤田委員長

ここは基本的で大事な点です。1点は、20ページの資料の河川整備の進捗という黒い線、今現在右上に来て、ちょっと下がるのがあるんですが、現在は19,000m<sup>3</sup>/sの整備ができてるのであれば、19,000m<sup>3</sup>/sのところに来るように描いたほうが良いと。それから、青い矢印のほうは点線と色塗りのところがありますが、ここについて、どういう意味合いなのか、そういう質問だったと思いますが、その辺、岡崎さんから補足いただけないでしょうか。

### ○紀南河川国道事務所

今後整備計画の目標みたいなところをご説明する中で、現状どれぐらいの能力があるのかというところも含めまして、このイメージ図も含めて、しっかりブラッシュアップさせていただいて、またお伝えできればと思います。おっしゃられるとおり、ここの19,000m<sup>3</sup>/sのところは今相賀地点のハイウォーターでの流下能力ということになりますので、ほかの部分の流下能力というようなところも含めまして、現状をしっかり整理した上で、整備計画の目標をどうするかというような議論をさせていただければと思っております。

### ○藤田委員長

森委員からご指摘がありましたとおり、黒い線は現在のところでは19,000m<sup>3</sup>/sの点線のところにするというのが正しいということで間違いはないでしょうか。

### ○紀南河川国道事務所

時系列的にぴったりフィットするかということで見ますと、イメージ的に活用させていただいているところですので、今時系列的にどれぐらい整備が上がっていくのかということからは改めて整理の上でご説明させていただければと思います。

○藤田委員長

もう1点、青の線は、河川整備計画流量のところまで色塗りの青で来ていて、その後点線になっていて、点線はさらに先の目標を示しているわけですね。20年から30年後は整備計画流量というところまでを目指すというところですが、ここについての具体的な数値は今後どうふうにされていくのでしょうか。

○紀南河川国道事務所

おっしゃられるとおり、ブルーの矢印の先っぽが整備計画の流量、これは縦軸です。横軸が2、30年で整備を進めますということで、事業期間についても確認していただいていますので、30年後にどれぐらいの整備目標に到達するのかというところを、ブルーの先っぽのところまで到達するというイメージで整理させていただいたものになります。

現在というところから矢印が斜め上に上がるところが、まさに整備計画の間で整備を進めることによって治水安全度が上がっていくというような表現をしております、右肩上がりのブルーのラインのところを今後の計画に相当するという見方をしていただけると、お伝えした内容が伝わるかなと思っています。

○藤田委員長

森委員、よろしいでしょうか。

○森委員

こういうのを描くのはちょっと難しいと思うんですけども、技術的にある程度整合していて、技術者以外の人にも分かりやすいような資料にさせていただけるといいと思います。河川整備計画流量は、見直すたびに上がるのでステップ状なものですし、実際起きた観測されたものとか、自然のものはこういうふうには右肩上がりとかになっていきますので、委員会が想定しているものとそうじゃないものとはちょっと意味合いが違うと思いますので、具体的に説明できないですけども、その辺、工夫していただければいいかなと思います。

○高須委員

質問と意見を申し上げたいと思うんですけども、24ページの63以降、生きものの環境を保全と創出という言葉で表現されておまして、創出というのが8か所ぐらい出てくるんですけども、例えばイドミミズハゼなどは、まだその生態がよく分かっておらないと思うんです。ですので、生きものに対するモニタリングという表現が何か所か出てくるんですけども、モニタリングしているだけでは、例えばイドミミズハゼに良好な環境をどうつくっていくかは具体的に分からないと思うんです。

ですので、国のほうで、例えばイドミミズハゼの生態や生活史についての調査、研究を行っていくことが計画されているのか、その結論に基づいて新しい適切な環境を創出することをお考えになっているのかということ伺いたいです。でないと、単にモニタリングだけでは保全はともかくとして、様々な生きものの名前が挙げられておりますけれども、それぞれの生きものにとって適切な環境の創出はかなり難しいのではないかなと思っています。

○藤田委員長

大変難しい問題かと思いますが、創出となると一步踏み込んで生態を研究しないといけないというご指摘だと思いますが、このあたりは国交省側から何かコメントがありますでしょうか。

### ○紀南河川国道事務所

おっしゃられるとおり、全ての動植物の生態環境を創出するということは限界があるものだと感じています。基本方針につきましては、しっかりいろんな生態系、河川環境にも配慮をして、対象となる生きものというところも含めまして、生息・生育・繁殖という言葉も出ていましたので、そういうところの環境を保全、創出するというところで、なるべく積極的にという言葉が今回盛り込まれましたので、その思想を踏まえて、特定種の研究も含めましてある程度進めていけたらというところですが、生きものを守るということだけを目的とした調査というところも、国交省だけ単独でやるというのはなかなか難しいところがあるのも事実です。

仮に河川整備をして、河川改修をするということも含めたときに、積極的に保全したり創出するというところは主体者として実施できるということですが、ふだんの河川環境を守るという観点につきましては、関係者と連携しながら、研究もしながらというふうに考えていますので、そこは対象種を明確にして、どういうインパクトがあるのかということもしっかり踏まえた上で対応をしていくというふうに考えています。

### ○高須委員

ということは、調査、研究も進めつつ、できるだけよい環境をつくり出していくということを考えているということですね。

### ○藤田委員長

小委員会のときに、そこまで突っ込んだ意見はなかったんですけども、今まで保全というところが保全・創出に変わってきているということは、国交省のほうは創出ということまで頭に置きながら環境対策をしていくという意思表示ではないかなと思うんですけども。その辺も、先ほどの山本委員の修正点とともに、委員から創出についてはしっかり研究等も進めてやっていただきたいという意見があったということ……。

### ○近畿地方整備局

これは河川整備基本方針でございますので、ざっくりとした全体の方針として創出まで含めてやるということを書きいただいているということがありますので、今委員からご指摘がありましたような話、具体的な種や、具体的な調査というのは、まさにこれを踏まえた河川整備計画をつくっていく中で、具体的にはどんな調査をしていくのかとか、先ほど岡崎が申しましたように河川工事をやるときにどういう配慮をしていくのかとか、そういったことを含めてご議論いただけたらと思いますので、これからまさにいただくご意見かと思っております。この懇談会の中で今後ご意見をいただいて、河川整備計画をつくる中に反映していけばいいのかなと思っています。

### ○藤田委員長

その点について、整備計画の方針の資料ではどの辺にそういったことが書かれているんでしょうか。

### ○近畿地方整備局

今委員長も委員も言っていますように、一步踏み込んだ創出まで、保全、再生、創出をやりましょうということで書いていますので、そこで読んでいただければと思います。

### ○近畿地方整備局

整備計画については、これからご意見をいただきながら次々とつくってまいりまして、基本方針ができた後、原案をお示ししますので、その中に盛り込んで、ブラッシュアップしていく中で

ご意見をいただきたいと思います。今まさにそういうご意見をいただきましたので、それを反映した資料を今後つくってお示ししていきたいと思っています。

○藤田委員長

分かりました。それでは、今の高須委員からいただいた創出という面につきましては、今後整備計画の中にしっかりと盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○加治佐委員

25ページの65と66の対比で聞いていただきたいんですが、書き方に関することですが、生息・生育・繁殖云々と、ドットで言葉を3つつないだ書き方が65、66にあるんですね。同じ書き方ですが、65のほうは、多様性のために1匹でもいたら育てて繁殖させようという増やしたい、いてほしい動植物のことが書いてあると思うんですが、66のほうは、外来種ですから、いてほしくない動植物の話だと思うんです。恐らく体裁を整えるために、生息・生育・繁殖が確認されというふうに66でも使ってあると思うんですが、66のほうに同じ書き方で、この単語3つが出てくるのは私はちょっと違和感を感じます。もうちょっと言うと、個人的には生息だけでいいんじゃないかと。要するに、1匹だけでもいたら何とかしましょうというようなことでいいんじゃないかと思っています。同じ書き方ではないふうに工夫はいただけないのか、そのあたりを検討していただきたいんです。66がちょっとまずくないでしょうかということです。

○藤田委員長

加治佐委員の意見は、66のほうで外来種についての生息・生育・繁殖が確認されているところを、生育・繁殖というのがちょっと気になる。このあたり、近畿地整さん、いかがでしょうか。こういった文言についての修正ですが。

○近畿地方整備局

今委員がおっしゃったとおり、多分生息・生育・繁殖をセットで使っているんだと思います。違和感があるということですね。

○加治佐委員

そうです。

○近畿地方整備局

繁殖が確認された場合は、どう対応するということになりますかね。

○加治佐委員

要するに、同じ書き方しておく、いてほしいやつも、生息してほしいね、生育しましょう、繁殖させましょうというドット、アンドでどんどんやりましょうというニュアンスが65のところに入ってきているので、その同じ書き方で66に単語を3つつなぐこの書き方があるのはちょっと奇妙に思いましたということ。私の意見としては、外来種については生息だけでいいと思っています。

○藤田委員長

加治佐委員のお考えというのは、結局、ここの文章をしっかりと読むと、特定外来生物等の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念される場合はと書いてあるので、懸念されなかったら、繁殖までさせていいというふうに読めるという、そんな感じだと。だけど、外来種なので、生育・繁殖というのがおかしいんじゃないかと。

○加治佐委員

ここはコピーしないほうがよかったんじゃないでしょうかということ。体裁を整えないほうがよかったんじゃないですかと。生育・繁殖は要らないんじゃないでしょうかということ。

○藤田委員長

小委員会のほうにこれがどれぐらい意見が通るかどうかは分かりませんが、成宮さん、いかがでしょうか。

○近畿地方整備局

外来種等を生息させたいとか繁殖させたいとか思っているわけではなくて、実態として生息してしまっている、繁殖もしてしまっているものを見つけたときにどうするかということを書いてあるので、3つとも書いてあるということだと思えますけれども、一応ご意見は賜りましたので、今委員長が言っていただきましたように、小委員会のほうのお考えもあると思いますので、ご意見があったということはお伝えしたいと思います。

○藤田委員長

それでは、小委員会のほうにまた情報共有していただけたらと思います。

○井伊委員

今回、河川整備基本方針ということで、これが目標としては長期になりますよね。河川整備計画というのが20年から30年ということで、先ほど言った流量に関して言えば、長期的には24,000m<sup>3</sup>/sを目指すけれども、20年から30年はそこまでいかないということで曖昧になっていたと思うんです。それで、今河川整備基本方針というのが出来上がってきて、次は河川整備計画は20年から30年の目標をどう立てるかということは今後検討していくということになると思うんですけれども、そのときに例えば流量のように、一気に24,000m<sup>3</sup>/sまで整備できればいいけれども、実際は時間がかかるから、20年から30年であれば、その途中の値にするというのはよく分かると思うんですけれども、ほかの環境面に関して言えば、一度壊してしまったら将来戻らないんですよ。

だから、先ほど高須委員から意見があったと思うんですけれども、工事をやったり、現在危機的にあるものに対して言えば、要するに河川整備基本方針に書かれているものを将来直すんじゃなく、20年から30年の間にやらなきゃいけないものもあると思うので、事務所のほうで河川整備計画案をつくってもらおうと思うんですけれども、そのときに、いわゆる将来像を考えて、その途中経過を書くものもあるけれども、最初から20年から30年後に達成していかなくちゃいけないものもあると思うんです。そういうようなメリハリを考えてほしいなと思ったんです。

全て長期的にゴールがあるから、中間的にここまでいいんだよというじゃなくて、絶滅危惧種とかそういったものが一旦だめになってしまったらだめなんですね。特に掘削なんかをすると、当然そこにいる生物は危機的になるので、そういったものをきちんと20年から30年後に戻ると、将来じゃなくて。それから外来種もそうだし、そういうような長期的に達成すればいいものと20年から30年に達成しなくちゃいけないものに分けて考えてほしいなというのが私からのコメントです。

○藤田委員長

流量については段階的に整備を進めていくことでいいんだけど、環境面については、将来を見据えて、ある種のものが絶滅しないようにしなくちゃいけないとか、そういうことに注意を払

った環境整備も必要だと。そういうご意見でいいですか。

○井伊委員

要するに、河川整備基本方針というのは長期でしょう。これはある程度出来上がっていますね。次は、河川整備計画というのは20年から30年なので、その中のいってみればショートの部分これから考えるんだけれども、ショートゴールというのが、ショートだから途中でいいというわけではなくて、確かに流量みたいなものは一気に整備できないから、24,000m<sup>3</sup>/sはすぐできないかもしれないけれども、ほかのものに関して、急いでやらなきゃいけないものもあるんじゃないかということを行っているわけです。

○藤田委員長

その辺、整備計画をつくる上で考慮していただけるようお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○紀南河川国道事務所

承知しました。井伊委員のイメージ、しっかり承りました。治水のほうは、どちらかというに分かりやすく、長期的計画に対して段階的な目標ということですけども、環境整備は保全であったり、仮に治水事業をやるときに与えたインパクトに対する創出であったりということも、これは基本方針を踏まえて実施するということですので、河川整備計画はより具体的にどういう対象種であったり、どういう環境を守っていくということをしっかり書き込んでいくということです。基本方針は遠回りしないように長期的な目標を掲げて、整備計画はそれを実現するということです。短期間の計画の中にもしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

○藤田委員長

ちょっと戻るんですが、先ほどの加治佐委員のご意見についてですが、ちょっと考えたんですけども、先ほど成宮さんから、先ほどの高須委員の環境の創出という面は、そういったことを河川整備計画でしっかり書いていけばいいということであるということですので、外来種の生息・生育・繁殖についても、整備計画の中で、特に生息が確認されたということになるように、繁殖とか生育とかいうような文言にならないように書くことでいかがでしょうか。加治佐委員、整備計画の中でご意見を反映していただくということはいかがでしょうか。

○加治佐委員

それでいいと思います。

○藤田委員長

では、成宮さん、その点もそういうことでお願いしたいんですが。

○近畿地方整備局

先ほど伝えますという話を、伝えずに、整備計画の中で処理するということですね。承知しました。

○藤田委員長

時間も大分押しているんですけども、高須委員、まだ何かありますか。

○高須委員

13ページの26の1行目に、濁水の長期化が生ずることがありというふうに表現されているんですけども、ということは、生じないことのほうが多いような表現になっているような気がするんです。そうすると、後半の赤字で書いた部分との整合性がとれていないような気がするん

ですが、長期化が生じることが多くぐらいの表現ではないのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○藤田委員長

細かい文言でいうと、ダム放流水による濁水が長期化することがありと。一般的にはそういうようなことなんでしょうけれども、熊野川に限って言ったときに、生じることがありという文言でいいかどうかということですが、その辺、事務所、または地整、いかがでしょうか。

○近畿地方整備局

言い方がどうかという話があるんですけれども、ここの意図は、濁水の長期化が起こるだけけれども、100%起こるわけではないので、生じることがありということだと捉えていただいたらいいのかなと思っていて、多い少ないと言いますと、どこからが多いのか少ないのかというのもよく分からないところもございまして、例えば、大規模な洪水が起こったときには濁水の長期化が生じることが確かに多いかと思うんですけれども、小規模な洪水、中規模な洪水がございまして、洪水と捉えたときに、多い少ないという情緒的と言うと失礼かも知りませんが、表現を避けたのではないかと思います。趣旨としては多分そういうことなんじゃないかなと思っているんですけれども。

○高須委員

そうしますと、赤字で新たにつけ加えられた部分がありまして、そこでは高濁度の発生とか、長期化が顕著になったためという表現になっていますよね。その辺との整合性といいますか。

○近畿地方整備局

ですので、長期化が起こるということは、もう皆さん認識をされていて、我々もダム管理者の方も認識をされているところなんですけれども、100%でないので、起こることがありと書いていると思うんです。

○高須委員

ただ、起こることがありというのは、起こらないこともあるというような、あるいは起こらないことのほうが多いようなニュアンスが生じてこないかなと思ったんです。

○近畿地方整備局

書き方ですね。多い少ないという、書き方がどうかというところがありますので。

○藤田委員長

その辺が地元の方々の気持ちと言葉が少し一致していないところではあるのかもしれませんが、その後のところでしっかり濁水の対策を行っていくということが書いてありますので、この点について、文章をどうするかということですが、このままでもいいでしょうか。

○高須委員

こだわるものではございませんけれども。

○近畿地方整備局

赤いところでしっかり対策を書かせていただきましたので、ご理解いただけたらと思います。

○藤田委員長

今の高須委員のご意見は、追加した部分があるので、赤と以前に書かれたところが整合しないんじゃないのかというのが大きな意見だと思います。まあこのままでもいいとは思いますが、せっかく地元の方の意見を言っていたいただきましたので、そういう意見があったというこ

とは伝えていただいたほうがいいかなと思います。

○近畿地方整備局

承知しました。

○藤田委員長

先ほどの加治佐委員の意見も、一応こんな意見があったということだけは伝わるようにしていただきたい。今後のこともありますので。

○横田委員

2点、確認をさせてください。資料2、整備計画の5ページの上の黄色く囲ってあるところに、最大放流時にダム放流量を低減できると書いてあるんです。たしかあり方のときには、最大流入時にダム放流量を低減と書いてあったかと思うんですけれども。最大放流時にダム放流量を低減すると、最大放流量で放流できないことになるので、どちらが正しいのかを確認させてください。これが1点目です。

2点目は、基本方針の41のところですが、既存ダムによる洪水調整機能の強化というところで、具体的な予測技術の向上、操作ルール等の変更、設備改良等を想定と書いてあるんですが、技術の向上とかルールの変更というソフトのほうは、ここに書いてあるようにいわゆる相互理解と協力の下でやれるんだらうと思うんですけれども、施設の改良となったときに、果たして相互理解と協力でやれるのかどうかについてちょっと疑問を感じていまして、小委員会で、この辺の議論、特にハード対策をとらなければいけないときにどうするのかといったような議論があったのか、それともなかったのか、とりあえずは理解と協力でいいじゃないかということなのか、その辺のことをちょっと教えていただけますでしょうか。以上、2点です。

○藤田委員長

最初の点で、整備計画の5ページのところ、事前放流による既存ダムの空き容量確保によりと、この文章について、紀南河川さん、いかがでしょうか。

○紀南河川国道事務所

趣旨につきましては、右下のイメージ図のとおりですけれども、事前に容量を確保して、ダムの貯水容量を確保していくということですので、最大放流時という表現については、事前放流という観点で、適正な表現になるようにもう少し検討させていただけたらと思います。

あと、ダムの施設改良の件ですけれども、こちらにつきましては、ダムの施設管理者、特にJ-POWERさんと今後調整をしっかりとさせていただいて、整備計画の中にどういうことを最終的に書いていけるか、このあたりはまだ結論が出ていませんので、そういうところもしっかりやりとりしまして、整備計画に最終どういう表現になったかというようなところで、今後示させていただける原案で、少しご意見をいただけたらと思っています。

○藤田委員長

私、小委員会に出ていましたが、具体的なことについての意見交換というよりは、まずは相互理解と協力をしていくというところで、それを次にどう進めていくかということだと思いますので、先ほど岡崎さんがおっしゃったとおりでございます。横田委員、よろしいでしょうか。

○横田委員

最初のほうについては、先ほど申し上げたように、あり方では、最大流入時と書いてあったかと思うので、ちょっと確認していただきたいと思います。

○藤田委員長

確認も含めて、整備計画のほう、よろしくをお願いします。

予定の時間がもう過ぎてしまっているんですが、もしも何か大事なことを忘れていたら。

○松尾委員

整備計画の方向性の6ページのところで、総合土砂管理について書かれているんですが、留意点のところで、局地的な対策だけでなく、流域内の関係者が連携した対策を実施することが重要とありますが、後のほうで、河道掘削で、持続可能というのが出てきます。それを踏まえると、ここは局地的及び災害対応のような一時的な対策だけではなくて、流域内の関係者が連携した持続可能な対策を実施することが重要であるということになります。留意点のところにそうした言葉を追加していただいたほうがいいんじゃないかと思います。

○藤田委員長

これも大事な点で、治水対策のために河道掘削だけをやるというわけではなくて、全体をよく考えた中で河道掘削等をするということですね。総合的土砂管理は、関係者が広く連携して、その中で治水対策をするということが大事かと思いますので、その辺も考慮していただけたらと思います。松尾委員、そんな感じでよろしいですか。

○松尾委員

はい。

○立川委員

最後の20ページ、森委員がご指摘になったことと全く同じことを感じておりまして、黒い線と青い線が一体何を意味するのかが非常に難しい図になっておりますので、黒い線が意味するところ、青い線が意味するところを定義すると、それ以外のここに書いてあるいろいろなことが、それとの関連で自動的に分かりやすくなるんじゃないかと思いますので、ぜひお願いします。

○藤田委員長

これは1つの図にしているから、余計分からなくなっているのかもしれないですね。黒は、何も整備計画がない場合こんなふうになってしまうと。整備計画をするとこうなる。さらに、20年、30年後にはこうしていきたいということで、どちらにしても少し分かりやすい図をつくっていただけたらと思います。これは非常に大事な図だと思いますので、よろしくお願いします。

時間も過ぎていっているんですけども、せっかく大事な会ですので、もしもご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。もし意見がさらにあるようでしたら、事務局にまたご連絡いただけたらと思います。

それでは、ここで今までの意見をまとめてみたいと思うんですが、細かな点はたくさん指摘していただきましたが、大きな点について述べますと3点ありました。まず、熊野川河川整備計画では基本方針案で示された24,000m<sup>3</sup>/sの基本高水に対しておおむね30年の段階的な整備目標を定め、河川整備が実施されるものとなる。2番目は、一方で、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対しても、計画規模の洪水氾濫を防ぐことに加え、氾濫被害をできるだけ減らすよう流域全体であらゆる関係者が実施する流域治水にて多層的な治水対策を推進、支援することを河川整備計画に位置づけると。この点、余りご意見がなかったんですが、いわゆる施設規模を

超えるようなものについては、流域治水で対応する。これについては、河川整備計画の中で、国交省が推進、支援するというような位置づけにするということ、それから、本日説明のあった河道掘削、地震・津波対策、河川維持、環境整備、危機管理対策、地域住民連携などの取組事例が今後の河川整備計画の実施内容につながっていくことが確認されたということですが、より具体的な修正、盛り込んでいただきたいようなことが各委員からコメントされましたので、その辺、事務所のほうでしっかり入れていただけたらと思います。

それでは、今後の予定について、事務所からお願いいたします。

#### ○紀南河川国道事務所

今後の予定について、簡単にご説明させていただきます。

上から順にご説明させていただきますと、本懇談会で、今後の熊野川の整備における具体的な実施事例について主に意見交換をいただきました。次回の懇談会につきましては、引き続き河川整備計画の方向性といたしまして、本日のご議論を踏まえまして、現在検討を進めております河川整備計画の目標や住民意見の聴取、反映方法についてご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、次回懇談会の日程につきましては、現在委員の皆様のご予定を確認させていただいておりまして、別途ご連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

今後の予定については以上でございます。

#### ○藤田委員長

何かご質問ありますか。

それでは、その他、何かありましたら、事務所から説明をお願いいたします。

#### ○紀南河川国道事務所

紀南河川国道事務所より、その他について、1点ございます。

今回の熊野川懇談会でのニュースレターの配布について、各懇談会開催時にお決めいただくということでございますが、今回のニュースレターも、前回の熊野川懇談会同様に、28か所の懇談会閲覧資料設置場所に閲覧用のニュースレターを1部設置し、配布は行わないということでしょうか。

#### ○藤田委員長

今事務所から提案がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。ニュースレターについての配布の仕方です。特にご意見がないようですので、今回につきましてもニュースレターは閲覧用設置のみで、配布は行わないということをお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題等に関しまして、何かお気づきの点などございましたら、後日事務局のほうへメールなりファックスなりでお伝えいただければと思います。

それでは、私の進行はここまでとさせていただきます、司会者にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○紀南河川国道事務所

長時間にわたりますご討議、大変ありがとうございました。閉会に当たり、紀南河川国道事務所長の川尻よりご挨拶申し上げます。

#### ○川尻紀南河川国道事務所長

本日は、ご多忙の中、委員の皆様方にはご出席を賜りまして、ありがとうございました。今後

事務局にて河川整備計画原案をつくり込んでまいります。本日、既に整備計画への反映に当たっての方向性とか留意事項も幾つかいただきました。ご意見は引き続きちょうだいしたいんですが、いただいたご意見を念頭につくり込んでまいります。懇談会の開催頻度が非常に高くなっておりまして、多大なご負担をおかけしておりますけれども、今後とも引き続きご意見をいただけたらと思います。

本日はありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

#### ○紀南河川国道事務所

それでは、これをもちまして、第15回熊野川懇談会を閉会させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。